

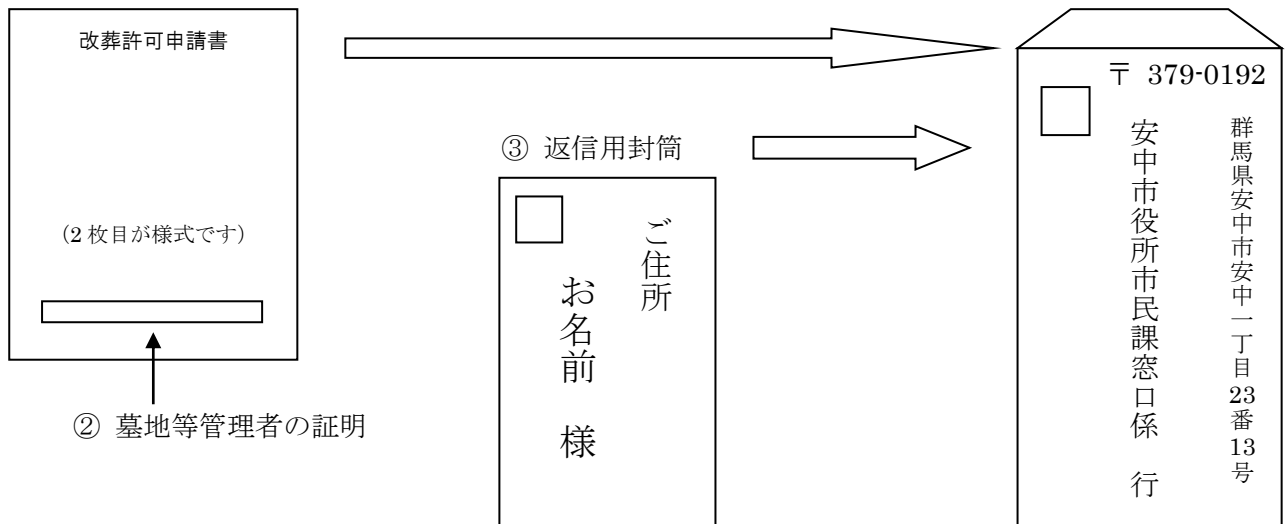
## 郵便での改葬許可申請の方法について

改葬の手続を郵便により行う場合のご案内です。

(死亡した人が、安中市内に埋葬若しくは埋蔵又は収蔵されている場合です。)

- ① 申請書 別紙の改葬許可申請書に必要事項を記入してください。  
(電話番号は、昼間の連絡先を必ず記入してください。)
- ② 墓地等の管理者の証明 死亡した人が、申請書に記載された場所に埋葬若しくは埋蔵又は収蔵されている事実の証明を墓地等の管理者にいただいでください。
- ③ 返信用封筒 返送先の住所・氏名を記入して、切手（84円）を貼った封筒を同封してください。
- ④ ①②③を同封し、安中市役所市民課窓口係に送付してください。

### ① 申請書



(お願い) 郵送による手続きは、配達の日数と役所の事務処理日数が必要です。特に、期間が土・日・休日にまたがるときは、日数に余裕をもって手続きしてください。

※ 「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいいます。(墓地、埋葬等に関する法律)

# 改葬許可申請書

死亡者	本籍			
	住所			
	氏名		性別	
死亡年月日				
埋葬又は火葬の場所		群馬県安中市		
埋葬又は火葬の年月日		年 月 日		
改葬の理由				
改葬の場所				
申請者	住所			
	氏名	⑩	死亡者との続柄	
	電話番号		墓地使用者との関係	
備考				

墓地等の管理者 証明欄	上記埋葬(埋蔵、収蔵)の事実を証明する。			
	令和 年 月 日			
	墓地等の管理者		住所	
	氏名			⑩

令和 年 月 日

安中市長 茂木 英子 様